

## 定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社はエスメント中部株式会社と称し英文名は  
NIPPON STEEL ESMENT CHUBU CO., LTD. とする。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 高炉スラグの製品及びその乾燥微粉碎製品の製造・販売
- (2) 高炉セメントの製造・販売
- (3) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を愛知県東海市におく。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する。

### 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行可能な株式の総数は36,000株とする。

2. 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2. 当社は、一般継承により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求できる。

(届出)

第7条 株主及び株主名簿に記載された質権者又はその法定代理人は、その住所、氏名及び印鑑を当社に届け出るものとする。

(株式の取り扱い)

第8条 株式の名義書換、質権の登録又は信託財産の表示、その他株式の取扱に関する手続き並びに手数料については取締役会の決議により別に定める。

2. 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に定める事項は、取締役会の決議によって定めることができる。

3. 当社の株式に関する事項については、本定款のほか、取締役会が定める。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第9条 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除いて、取締役会にて決議し社長が招集する。

3. 社長に差し支えあるときは予め取締役会で定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

#### (議決権を有する株主)

第10条 定時株主総会において、権利を行使することができる株主は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載され、又は記録された議決権を有する株主とする。

#### (議長)

第11条 株主総会の議長は社長がこれに当り、社長に差し支えあるときは予め取締役会で定められた順序により他の取締役がこれに当る。

#### (決議)

第12条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数によってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数を以って行う。

#### (議決権の代理行使)

第13条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

### 第4章 取締役、監査役及び取締役会

#### (取締役、監査役の員数及び取締役会設置)

第14条 当社の取締役は8名以内、監査役は2名以内とする。

2. 当社に取締役会をおく。

#### (取締役及び監査役の選任)

第15条 取締役及び監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を以って行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役及び監査役の任期)

第16条 取締役の任期は就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。

2. 監査役の任期は就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時迄とする。

3. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第17条 取締役会はその決議をもって、代表取締役1名を選定するほか、必要に応じ専務取締役並びに常務取締役若干名を選任することができる。

2. 代表取締役は社長とし会社を代表する。

3. 前項のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役若干名を定めることができる。

(業務)

第18条 社長は会社業務の全般を統括する。

2. 社長は取締役会を招集し、その議長としてこれに当り、社長に差し支えあるときは専務取締役又は常務取締役、常勤取締役の順に従ってこれに代わる。

(取締役会の招集)

第19条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前迄に通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、更にこの期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意がある場合は、手続きを経ずにこれを開催することができる。

(取締役会決議)

第20条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を以ってこれを行う。

2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の議決があったものとみなす。但し監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第21条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

付則

本定款は平成25年8月9日から施行する。

制定施行	平成25年4月	1日
一部改正	平成25年8月	9日
一部改正	平成27年6月	22日
一部改正	平成31年4月	1日